

議案第 15 号

太宰府市手数料条例の一部を改正する条例について

太宰府市手数料条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和 6 年 2 月 27 日 提出

太宰府市長 楠 田 大 藏

理 由

戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第 17 号）及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令（令和 5 年政令第 347 号）の施行に伴い、条例の一部を改正する必要が生じたので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

## 太宰府市手数料条例の一部を改正する条例

〔 令和 年 月 日 〕  
条 例 第 号

太宰府市手数料条例（平成12年条例第4号）の一部を次のように改める。

第6条第4項中「民間端末機（本市の使用に係る）」を「多機能端末機（本市の）」に、「民間事業者が設置する端末機であって」を「本市以外の者が設置する端末機で」に改める。

別表の7の項中「戸籍の届出・申請の受理又は届書その他の書類の記載事項の証明書の交付」を「戸籍の届出若しくは申請の受理の証明書の交付若しくは届書その他市長村長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は届書等情報の内容の証明書の交付」に改め、「350円。ただし、」の次に「婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による」を加え、同表の8の項中「戸籍の届出その他の書類の閲覧」を「戸籍の届書その他市長村長の受理した書類の閲覧又は戸籍の届書等情報の内容を表示したもの閲覧」に、「1件につき 350円」を「書類又は届書等情報の内容を表示したもの1件につき 350円」に改める。

別表中47の項を49の項とし、9の項から46の項までを2項ずつ繰り下げ、8の項の次に次の2項を加える。

9 戸籍電子証明書提供用識別 符号の発行	戸籍電子証明書提供用識別 符号 1件につき 400円	情報通信技術を活用し た行政の推進等に関する法律（平成14年法律 第151号）第7条第1項 の規定により同法第6 条第1項に規定する電 子情報処理組織を使用
-------------------------	-------------------------------	---

			する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。
10	除籍電子証明書提供用識別符号の発行	除籍電子証明書提供用識別符号 1 件につき 700円	情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子

		<p>情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。</p>
--	--	---

## 附 則

この条例は、令和 6 年 3 月 1 日から施行する。